

発議第 5 号

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 笹 倉 政 芳

多可町議会傍聴規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

規則第 号

多可町議会傍聴規則（平成17年多可町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

## 多可町議会傍聴規則の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(傍聴の手続)</p> <p><b>第4条</b> 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を<u>傍聴人受付簿</u>に記入しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p><b>第4条</b> 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を<u>傍聴人受付票</u>に記入しなければならない。</p>